

問い合わせ先

第二管区海上保安本部 海洋情報部

海洋調査課長 牛島 学

電話 022-363-0111(内線2530)



平成29年8月18日

第二管区海上保安本部

午前 11時発表

## 仙台 塩釜 石巻 気仙沼の海図水深の基準を変更します。

～地盤の隆起に伴い水深が浅くなる恐れがあります～

宮城県内4港の潮汐観測データにより、地盤が隆起したと考えられる結果が得られたので、8月18日に海図の水深の基準となる最低水面の高さを変更します。

海上保安庁は、海図水深の基準である最低水面の高さを決定し公表しています。最低水面は、簡単に言えば潮が最も引いた時の海面で、水深の基準や港湾工事にも使用されています。

東北地方太平洋沖地震後、東北地方太平洋側の港湾では、ゆっくりとした地盤の隆起が長期間継続しており、水深も徐々に浅くなる傾向にあります。このため宮城県内の4港について最新の潮汐観測データにより、最低水面の高さを変更することとしました。各港の最低水面の高さの変動量は以下のとおりです。

仙台港(11cm) 塩釜港(11cm) 石巻港(13cm) 気仙沼港(13cm)

地盤の隆起に伴う海図水深の減少については、水路通報の「お知らせ」の頁にて周知いたします。今後行われる水路測量は新しい水深の基準で行い、その測量成果を海図に反映いたします。

また、現在も地盤の隆起が継続しているため、地盤変動に関しても継続的に監視し、一定の変動(概ね10cm以上)があれば最低水面の高さを変更し、順次海図に反映してまいります。

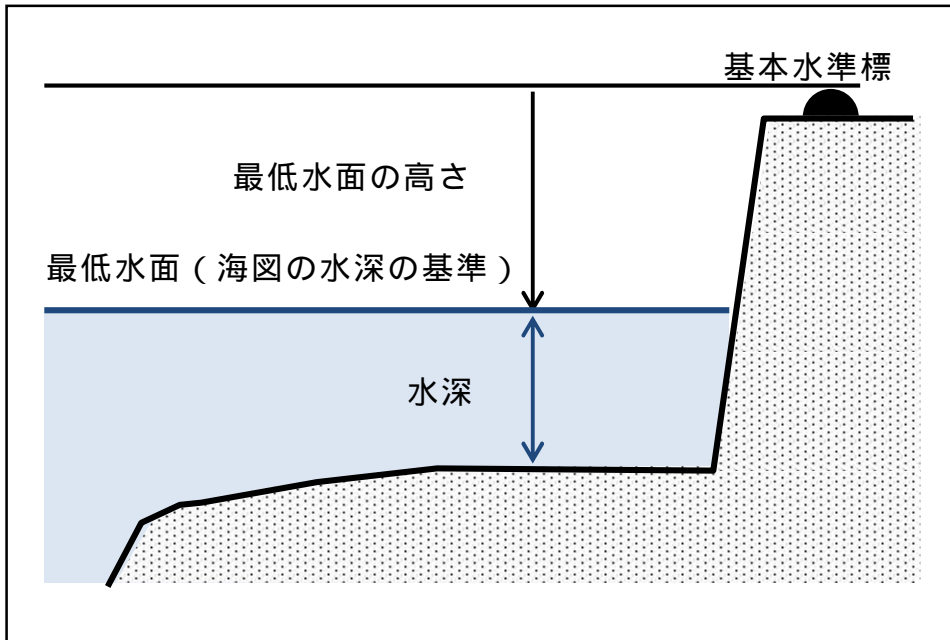
なお、仙台・塩釜・石巻にあっては、地震後2回目の変更であり、1回目の変更は以下のとおりです。

H24.8：仙台港(14cm) H24.9：塩釜港(13cm) H24.3：石巻港(15cm)

最低水面の高さについては、海上保安庁 海洋情報部 HP に掲載されています。

ホームページアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp>

最低水面の模式図



基本水準標  
最低水面の高さを  
示す標。

最低水面の変化のイメージ図 (港の岸壁)

